



神奈川県

神奈川県屋外広告物条例 事例集

令和8年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課

目 次

事例 1	建築物の内部に設置される広告物について……………	1
事例 2	レーザー光線を利用した宣伝について……………	2
事例 3	鉄道敷地内の鉄道の施設に設置される広告物について……………	3
事例 4	鉄道敷地外に設置されたホームに向けて表示される広告物について……………	4
事例 5	飛行船を利用した広告物について……………	5
事例 6	シャッターに表示される広告物について……………	6
事例 7	壁面に表示されたキャラクターや風景画について……………	7
事例 8	自動車販売の屋外広告物の許可申請者について……………	8
事例 9	電車の外面を利用する屋外広告物の許可申請先について……………	9
事例 10	禁止地域内の直接展望できない地域における許可地域区分について……………	10
事例 11	複数の自家用広告物を設置する場合の取り扱いについて……………	11
事例 12	一つのビルの複数のテナントの自家用広告物の面積の算定について……………	12
事例 13	無人販売所に表示される屋外広告物について……………	13
事例 14	他者所有の土地に設置する屋外広告物について……………	14
事例 15	一敷地内に複数の建築物がある場合の自家用広告物について……………	15
事例 16	自家用広告物における一敷地内の範囲について……………	16
事例 17	マンション建設反対の意思を表示する屋外広告物の取り扱いについて……………	17
事例 18	照明装置が設置されている屋外広告物の高さの測定について……………	18
事例 19	シンボルカラーやストライプ等の取り扱いについて……………	19
事例 20	日除けテントに表示されている屋外広告物の面積の測定について……………	20
事例 21	屋上広告物と壁面利用広告物の区分について（その 1）……………	21
事例 22	屋上広告物と壁面利用広告物の区分について（その 2）……………	22
事例 23	屋上広告物の高さの算定について……………	23
事例 24	壁面利用広告物と壁面突出広告物の区分について……………	24
事例 25	屋上広告物とアドバルーンの取り扱いについて……………	25
事例 26	屋上広告物か否かの判断について……………	26
事例 27	高低差がある屋外広告物の高さの測定について……………	27
事例 28	斜面上に設置されている屋外広告物の高さについて……………	28
事例 29	高速道路上を横断する陸橋に町役場が掲出する横断幕について……………	29
事例 30	設置場所が複数の許可地域にまたがる広告物の取り扱いについて……………	30
事例 31	一敷地が禁止地域と許可地域にまたがる広告物の取り扱いについて……………	31
事例 32	余白が大きい広告板の手数料の算定方法について……………	32
事例 33	フレームに表示された広告幕の許可申請手数料の取り扱いについて……………	33
事例 34	屋上広告物の許可申請手数料の取り扱いについて……………	34
事例 35	箱文字・切文字の掲出数の上限について……………	35
事例 36	工事現場の仮囲いに掲出する広告物について……………	36

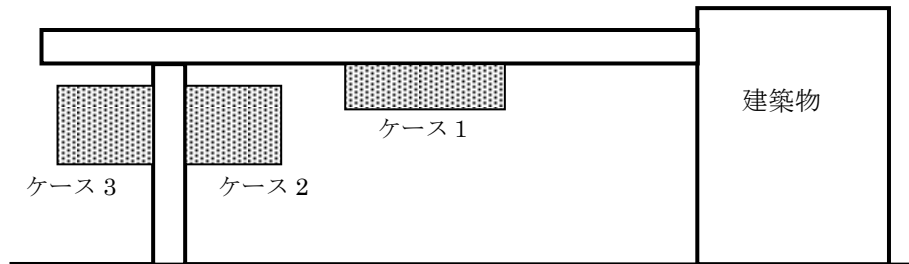
○本事例集における略語

法	=	屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
県条例	=	神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 62 号）
県規則	=	神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和 24 年規則第 87 号）

【事例１】 建築物の内部に設置される広告物について

ガソリンスタンドの下記の広告物のように、屋根と柱だけで壁のない建築物の内部に設置されている広告物は、道路上の公衆の目に触れるものでも屋内広告物としてよいか。
(H14. 11 改訂)

(参考図面等)



【回答】

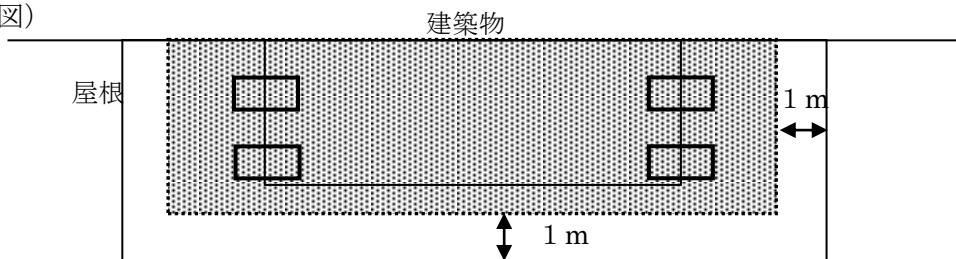
建築基準法では、屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物と規定していることから、この建築物の内部に表示されているものは、屋内広告物である。

具体的には、建築基準法施行令第２条第１項第３号に規定する「床面積」の内外で判断することとなる。

床面積とは、壁や柱に中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、通達により、先端から１ｍ後退した部分を屋内用途に供されている部分とみなし床面積に参入することとなる。

したがって、ケース１、２、３が下図の網掛け部分に掲出されていれば屋内広告物に該当すると考える。

(参考図)



(根拠条文)

○ 建築基準法施行令

(面積、高さ等の算定方法)

第２条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１～２ 略

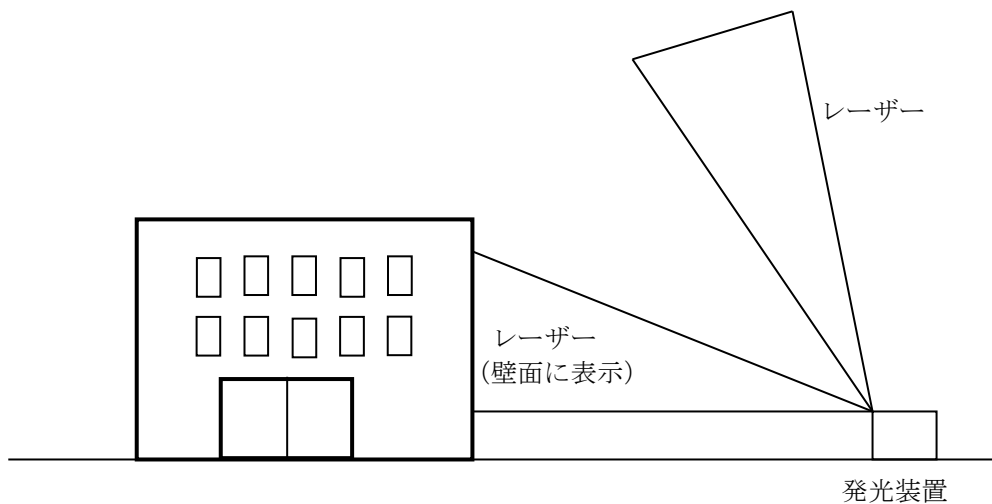
３ 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

県条例等該当条項	法第２条第１項、県条例第１条
参考図書の該当頁	「屋外広告の知識 法令編（第五次改訂版）」（株式会社ぎょうせい）212 頁、2002 年版神奈川建築基準条例の解説・建築基準法取扱基準集（監修：神奈川県県土整備部建築指導課）60～61 頁

【事例 2】 レーザー光線を利用した宣伝について

レーザー光線を利用した宣伝は屋外広告物に該当するか。

(参考図面等)



【回答】

有体物に投影しない場合は、単なる光であり、定着性に欠けるから屋外広告物にあたらないが、建築物の壁面等に投影され、何らかのイメージや概念を伝達するものは屋外広告物にあたると考える。

県条例等該当条項

法第 2 条第 1 項、県条例第 1 条

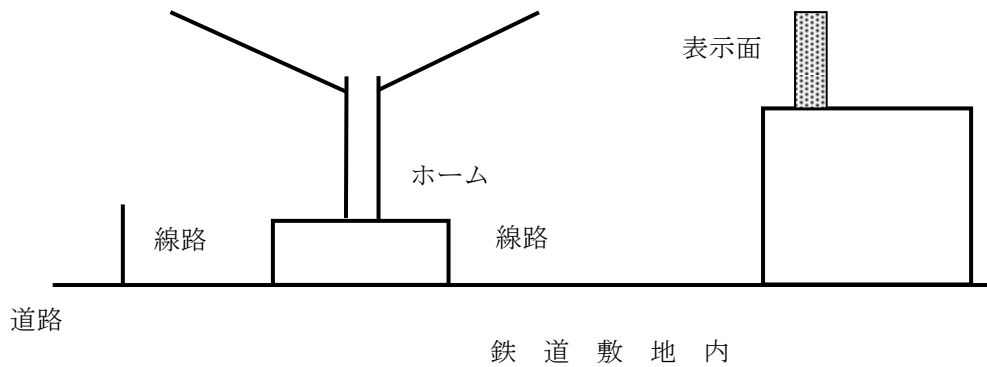
参考図書の該当頁

神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 9 頁

【事例３】 鉄道敷地内の鉄道の施設に設置される広告物について

鉄道敷地内の鉄道の施設である建物の屋上に、列車内及びホームの乗客に見てもらうために、広告塔を建てたいが、外からも見えるおそれがある。これは屋外広告物に該当するか。

(参考図面等)



【回答】

鉄道敷地内の鉄道の施設に設置され、鉄道の乗客を対象とする広告物は、不特定多数の公衆に対して表示されているとは認められないため、屋外広告物ではない。結果的に鉄道敷地外から見えても、それが主たる目的でなければ屋外広告物ではないのであって県条例の適用はないと考える。

県条例等該当条項

法第２条第１項、県条例第１条

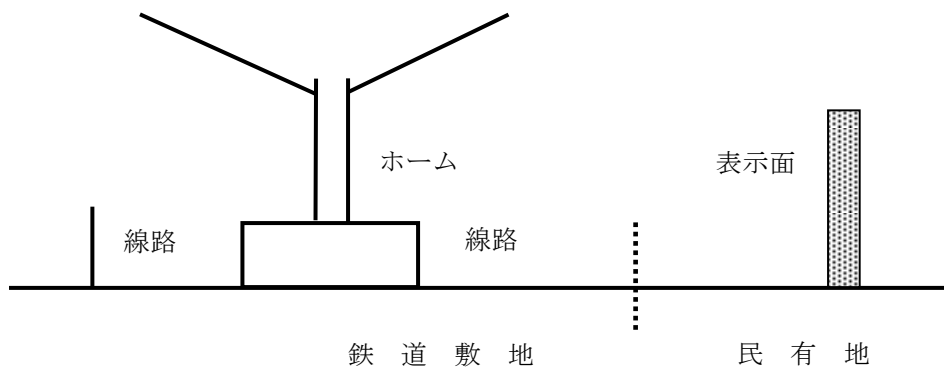
参考図書の該当頁

———

【事例 4】 鉄道敷地外に設置されたホームに向けて表示される広告物について

鉄道敷地外からホームに向けて乗客に見てもらうために表示されている広告物は、屋外広告物に該当するか。

(参考図面等)



【回答】

鉄道敷地外から鉄道に向けて表示される広告物は、公衆に対し表示されているといえるから、屋外広告物であると考える。

県条例等該当条項

法第 2 条第 1 項、県条例第 1 条

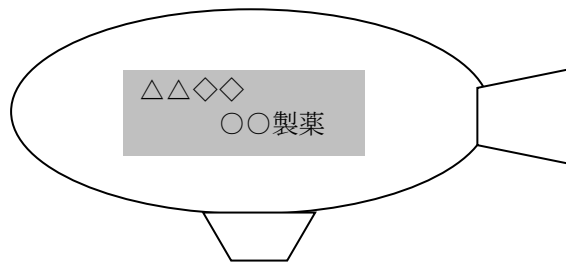
参考図書の該当頁

———

【事例５】 飛行船を利用した広告物について

飛行船を利用した広告物は屋外広告物に該当するか。また、屋外広告物に該当する場合どのような規制を受けるのか。

(参考図面等)



【回答】

飛行船に表示された広告物は、自動車等と同様に移動広告物であるが、屋外広告物法の要件を充たしており屋外広告物に該当する。

しかし、飛行船は県条例及び県規則上の基準は設けられていない。

県条例等該当条項

法第２条第１項、県規則第５条・別表第２・別表第３

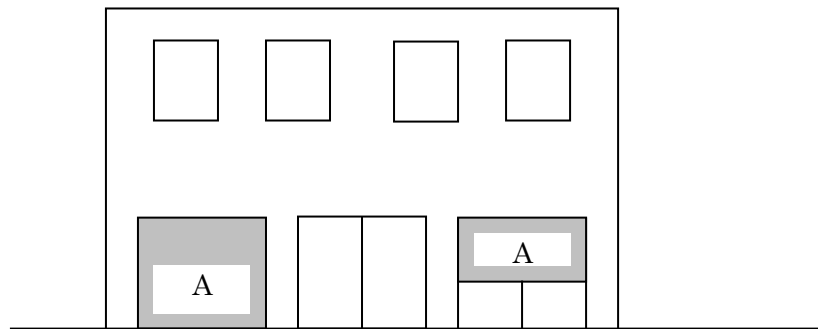
参考図書の該当頁

「屋外広告行政の実務Ｑ＆Ａ」（株式会社ぎょうせい）９頁、１７７頁

【事例6】 シャッターに表示される広告物について

シャッターを半開きにして常時広告物が見える状態にした場合や、複数シャッターがある内で広告表示がされているシャッターのみ下ろしておく場合は、屋外広告物に該当するか。

(参考図面等)



【回答】

「常時広告物が見える状態」及び「広告表示がされているシャッターのみ下ろしておく場合」は、法第2条第1項にいう「常時または一定の期間継続して」の要件を満たすと考えられるため、屋外広告物として取り扱うものとする。

県条例等該当条項

法第2条第1項、県条例第1条

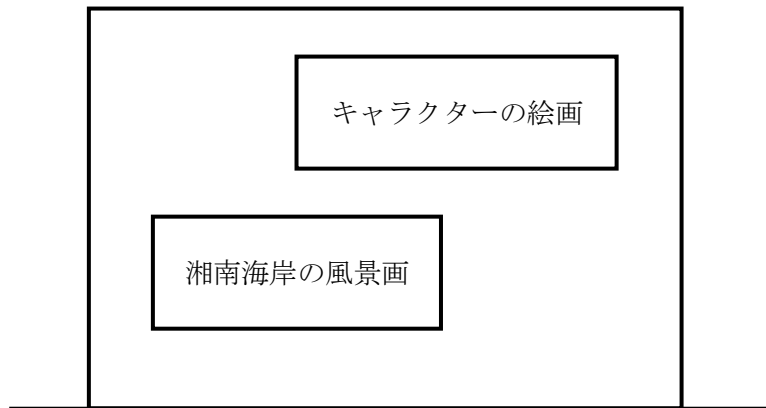
参考図書の該当頁

————

【事例 7】 壁面に表示されたキャラクターや風景画について

自己の営業所の建物の壁面にキャラクターの絵を描きたいが、これらは屋外広告物に該当するか。また湘南海岸の風景画を描くときはどうか。

(参考図面等)



【回答】

絵画も一定の概念、イメージを伝達するものであれば営利、非営利を問わずに屋外広告物に該当すると考える。

県条例等該当条項

法第 2 条第 1 項、県条例第 1 条

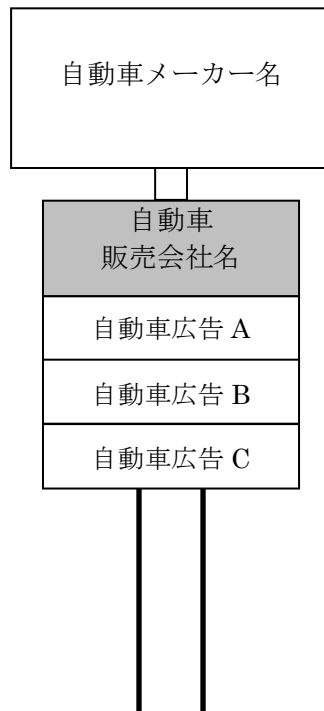
参考図書の該当頁

神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 10 頁

【事例 8】 自動車販売の屋外広告物の許可申請者について

自動車販売の広告物について、ディーラーから貸与されて一部分が自動車販売会社の会社名が入っているような場合が多く見られる。その広告物の申請者について、広告板の設置してある敷地の所有者（自動車販売店）に申請してもらうべきか。それとも貸与しているディーラーから申請してもらうべきか。

(参考図面等)



【回答】

広告物を実質的に表示・掲出を行う者が許可申請をするものと考えられるため、所有者（自動車販売店）が許可申請をすべきと考える。

県条例等該当条項

県条例第 2 条、県規則第 7 条

参考図書の該当頁

———

【事例 9】 電車の外面を利用する屋外広告物の許可申請先について 電車の外面を利用する屋外広告物に係る許可申請は、その電車の通る全ての許可窓口に申請が必要になるのか。	
(参考図面等) なし	
【回答】 自動車と異なり、電車については、走行路線が決まっているため、電車の外面を利用する屋外広告物については電車が通過する地域で施行されている屋外広告物条例に適合する必要があると考える。 したがって、許可を必要とする場合は電車が通過地域を所管する全ての許可窓口に対し申請が必要になると考える。	
県条例等該当条項	県条例第 2 条、県規則第 7 条
参考図書の該当頁	———

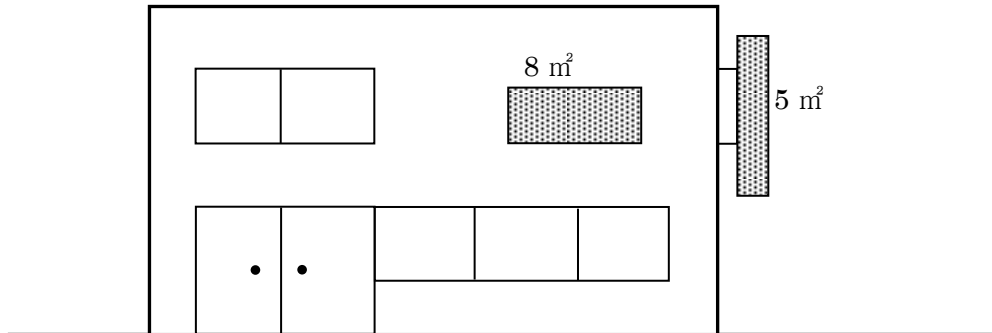
【事例 10】 禁止地域内の直接展望できない地域における許可地域区分について 屋外広告物の表示の禁止地域として指定されている地域において、山、丘などの自然の立地条件により直接展望できない地域及び半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物により直接展望できない地域については、禁止地域より除外することとされているが、禁止地域から除外された地域は都市計画法に基づく用途地域に応じて許可地域を適用してよいのか。	
(参考図面等) なし	
【回答】 「禁止地域から除外する」という趣旨のため、元々の都市計画法等に基づく用途地域を適用とする（＝禁止地域の指定がない場合の県条例の規制区域区分とする）と考える。	
県条例等該当条項	県条例第 3 条第 1 項第 13 号、県規則別表第 1
参考図書の該当頁	————

【事例 11】 複数の自家用広告物を設置する場合の取り扱いについて

5 m²の自家用広告物がある店舗に 8 m²の自家用広告物をさらに設置する場合は両方とも自家用広告物として適用除外となるのか。

適用除外にならない場合、許可申請はどのようなになるのか。

(参考図面等)



【回答】

県条例第 6 条第 1 項第 6 号及び県規則第 2 条第 5 項により、いわゆる許可地域にあっては、自家用広告物のうちその表示面積の合計が 10 m²以下のものについて、県条例第 2 条、3 条及び第 7 条を適用しないこととされている。

よって、本事例のように、8 m²の自家用広告物を後から設置した結果、自家用広告物の表示面積が合計で 13 m²となった場合には、県条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定は適用されず、その全部が県条例第 2 条、3 条及び第 7 条の適用を受ける広告物となると考える。

県条例等該当条項

県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号

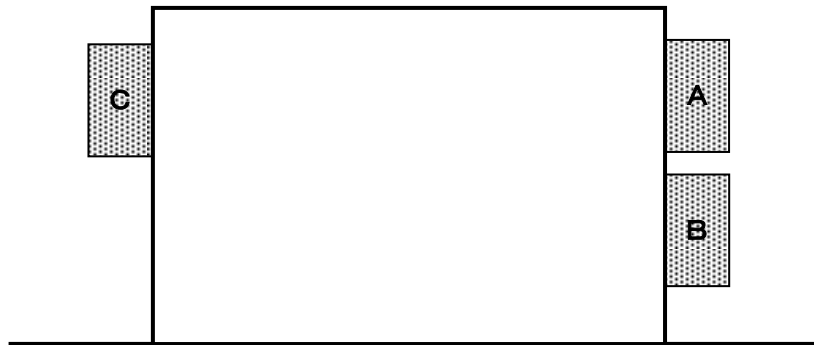
参考図書の該当頁

————

【事例 12】 一つのビルの複数のテナントの自家用広告物の面積の算定について

一つのビルに複数のテナントが入居している場合、自家用広告物の面積はテナントごとに算定するのか。それとも、テナントにかかわらずビル全体で 10 m²を算定するのか。

(参考図面等)



【回答】

各テナントにとっては自家用広告物であり、県条例第 6 条第 1 項に該当するものであるから、テナントごとに 10 m²の自家用広告物の面積を算定するものとする。

県条例等該当条項

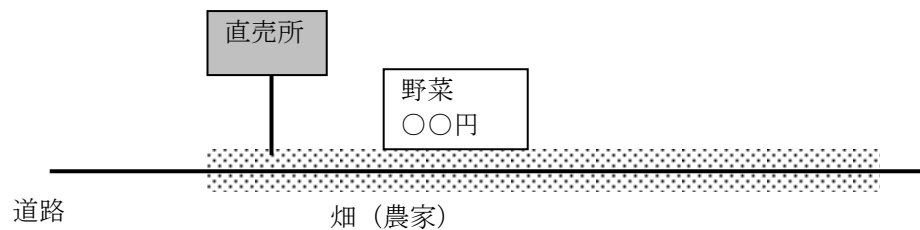
県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号

参考図書の該当頁

————

【事例 13】 無人販売所に表示される屋外広告物について
 野菜の無人直売所の屋外広告物は自家用広告物に該当するか。

(参考図面等)



【回答】

自己の所有地内に自己の営業内容を表示するものであるから表示面積の合計が 10 m²以内（禁止地域内では 5 m²以内）であれば、自家用広告物に該当すると考える。

県条例等該当条項

県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号

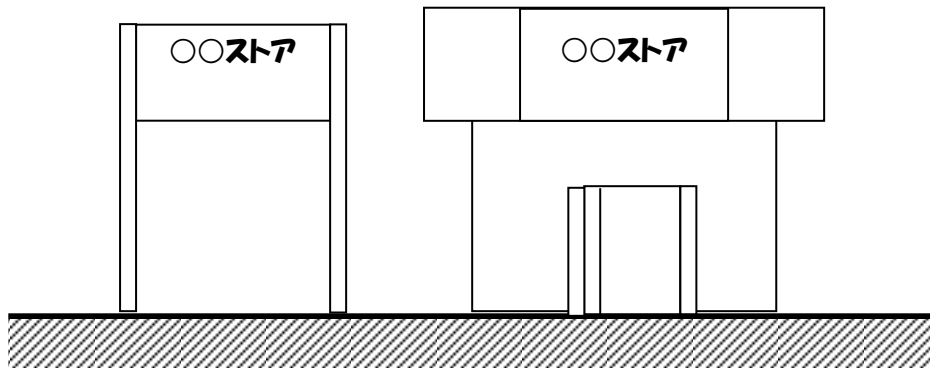
参考図書の該当頁

————

【事例 14】 他者所有の土地に設置する屋外広告物について

個人の土地所有者から借地しているフランチャイズチェーンの店舗においてもその敷地内に商標等を示す広告板等を設置する場合で表示面積の合計が 10 m²以下であれば、自家用広告物に該当するか。

(参考図面等)



個人所有の土地

【回答】

県条例第 6 条第 1 項第 6 号中「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住居、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの」とは、住居等の所有権を持つことまでを要求する規定ではないので自家用広告物に該当すると考える。

県条例等該当条項

県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号

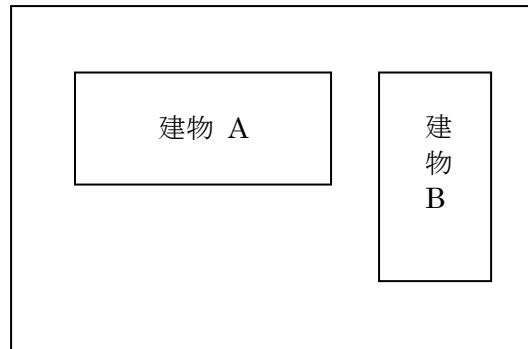
参考図書の該当頁

—————

【事例 15】 一敷地内に複数の建築物がある場合の自家用広告物について

適用除外となる表示面積の合計は 10 m²以下(禁止地域内では 5 m²以下)と規定されている。仮に一敷地内に複数の建築物がある場合、それぞれの建築物ごとに表示面積の合計が 10 m²以下(禁止地域内では 5 m²以内)であれば、それぞれの建築物ごとに適用除外に該当するのか。

(参考図面等)



【回答】

条例第 6 条第 1 項第 6 号「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住居、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの」にいう「自己」とは「一人の自己」を指し、「自己の住居、事業所、営業所又は作業場」とは「一敷地内における事業所等」を指すと考える。

そのため、仮に一敷地内に複数の建築物がある場合は次の二通りとなる。

- 1 一敷地内における複数の建築物に別々の広告主によって屋外広告物が表示等されている場合 ⇒各々の広告主が 10 m²まで屋外広告物の表示等が可能(禁止地域内では 5 m²以内)
- 2 一敷地内における複数の建築物に一人の広告主によって屋外広告物が表示等されている場合 ⇒全ての屋外広告物の合計で 10 m²まで表示等が可能(禁止地域内では 5 m²以内)

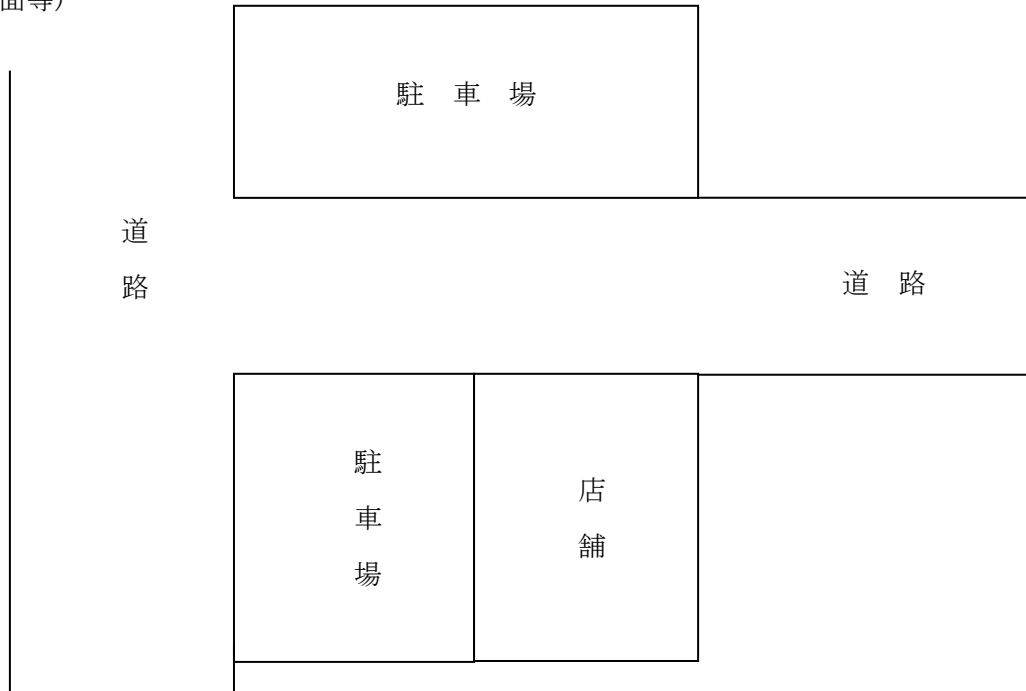
県条例等該当条項	県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号
参考図書の該当頁	—————

【事例 16】 自家用広告物における一敷地内の範囲について

道路を境に駐車場用地と店舗および駐車場の用地に分かれている場合、住居系許可地域のため総量規制がある。

屋外広告物の総量は駐車場側と別々にできるか。

(参考図面等)



【回答】

県条例第 6 条第 1 項 6 号にいう「事業所、営業所」とは、地理的状況に照らし合わせて当該事業、営業のために使用されている施設や物件全てを含むものとする。

したがって、屋外広告物の総量面積範囲内か否かの判断にあたっては、駐車場と店の広告面積を別々に算定して判断すべきではなく、両者の屋外広告物の面積を合計した上で総量面積範囲内か否かを判断すべきとする。

県条例等該当条項

県条例第 6 条第 1 項第 6 号、県規則第 2 条第 5 項第 1 号

参考図書の該当頁

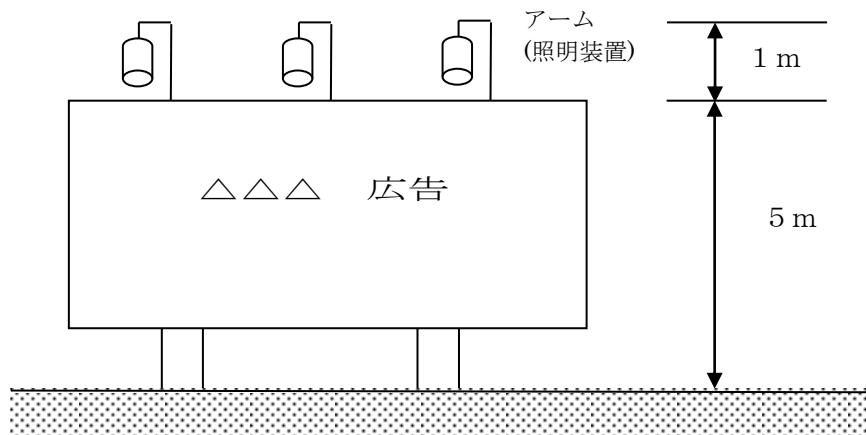
———

【事例 17】 マンション建設反対の意思を表示する屋外広告物の取り扱いについて 住民団体のマンション建設反対の意思を表示する屋外広告物は、県条例第 6 条第 2 項第 1 号の「営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類するもの」に該当するか。	
(参考図面等)	
【回答】 住民団体のマンション建設反対運動に伴う広告物は、「はり紙・はり札その他これに類する広告物」で、「表示面積が 1 平方メートル以下」の場合、県規則第 2 条第 8 項第 1 号「政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの」に該当し、条例第 6 条第 2 項第 1 号により、条例第 2 条（許可手続き）は適用除外となると考える。（第 3 条（禁止規定）・第 7 条（許可基準）は適用される） その際、当該広告物に責任者の住所、氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除却しなければならない。	
県条例等該当条項	県条例第 6 条第 2 項第 1 号、県規則第 2 条第 8 項第 1 号、 県規則第 3 条第 2 項
参考図書の該当頁	神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 44 頁

【事例 18】 照明装置が設置されている屋外広告物の高さの測定について

高さ 5 メートルの広告板を照らすために、その上部に照明装置が設置されている場合、許可基準の高さの中に、照明装置を含めて測定するのか。

(参考図面等)



【回答】

建築基準法では、野立て看板に限らず、アーム（照明装置）を含めず高さを算定しており、事例の広告板については、アーム（照明装置）を除いて、高さを算定すると考える。

したがって、事例の広告板の高さは 5 メートルとするが、アームの高さが必要以上に長いと認められれば、必要最小限の高さとするように指導すべきと考える。

県条例等該当条項

県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2・別表第 3

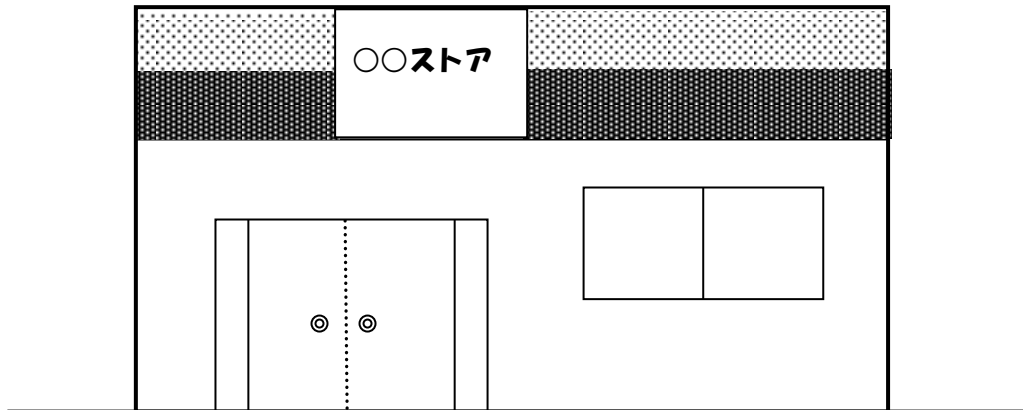
参考図書の該当頁

————

【事例 19】 シンボルカラーやストライプ等の取り扱いについて

コンビニエンスストアなどの建物に巻き付けられたシンボルカラーやストライプ等が表示されている場合、面積の算定はどのように取り扱うのか。

(参考図面等)



【回答】

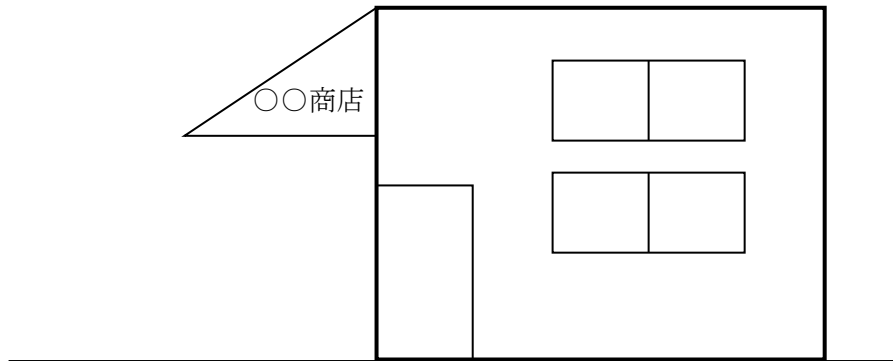
シンボルカラーやストライプ（縞模様）については建築物の模様としての彩色であると判断できるから、屋外広告物とは認めず、文字及びマーク部分のみを表示面積として算入するものとする。

なお、文字等の面積算定については、第 46 条（手数料）の解釈・運用により、一連の文字の空白部分を含めて行うものとする。

県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2・別表第 3
参考図書の該当頁	————

【事例 20】 日除けテントに表示されている屋外広告物の面積の測定について
 日除けテントに表示されている屋外広告物の表示面積はテント全体とするのか。

(参考図面等)



【回答】

文字部分のみが一定の観念・イメージを伝達しているから、屋外広告物と認められ、また、日除けテントはその物件としての効用がもたら日光が直接あたらないようにするという「日除け」の機能を持つだけであると認められるから、文字部分のみを表示面積とするものとする。

県条例等該当条項

県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2

参考図書の該当頁

—————

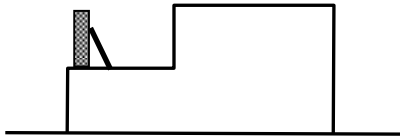
【事例 21】 屋上広告物と壁面利用広告物の区分について（その 1）

次の事例は屋上広告物と壁面利用広告物のどちらか。

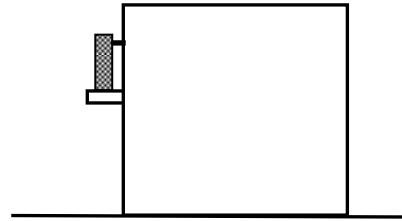
- (1) 一部 2 階建ての 1 階の屋上に表示された広告物
- (2) 建築物のひさしの部分の上に表示された広告物
- (3) 建築物の屋根面に沿って表示された広告物

（参考図面等）

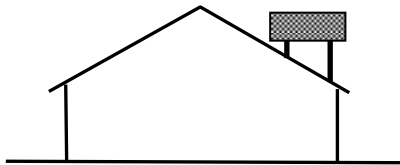
(1)



(2)



(3)



※ (1) 及び (2) は側面からみた図、— は支柱

【回答】

- (1) 一部 2 階建ての 1 階の屋上に表示された広告物は、当該広告物を設置する建築物の上部に設置されているから、屋上広告物に該当すると考える。
- (2) 建築物のひさしの部分の上に表示された広告物は、建築物の上部に設置されているといえないから、屋上広告物でなく、壁面利用広告物に該当すると考える。
- (3) 建築物の屋根面に沿って表示された広告物は、当該広告物を設置する建築物の上部に設置されているから、屋上広告物に該当すると考える。

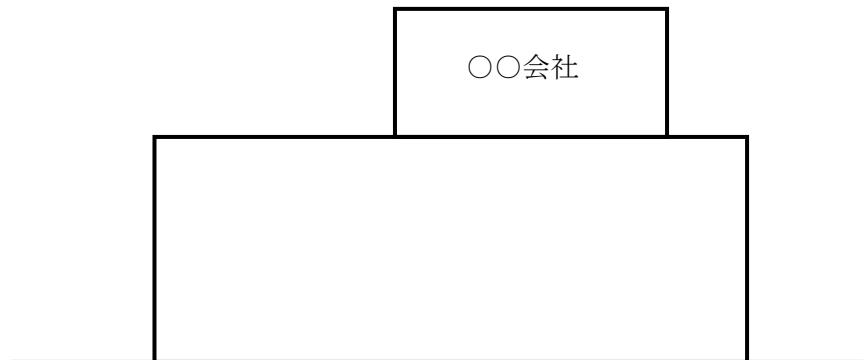
県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	———

【事例 22】 屋上広告物と壁面利用広告物の区分について（その 2）

次の事例は屋上広告物と壁面利用広告物のどちらか。

階段室、昇降機塔などの屋上構造物（ペントハウス）に表示する場合

（参考図面等）



【回答】

屋上構造物が建築基準法による「建築物」に該当する場合は、これに表示する広告物は、壁面利用広告物に該当すると考える。

また、「工作物」である広告塔は屋上広告物となる。

なお、物見塔、装飾塔、クーリングタワー等で建築物とならないものについては、これらに直接表示することも上部に設置することもできないと考える。

県条例等該当条項

県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2

参考図書の該当頁

————

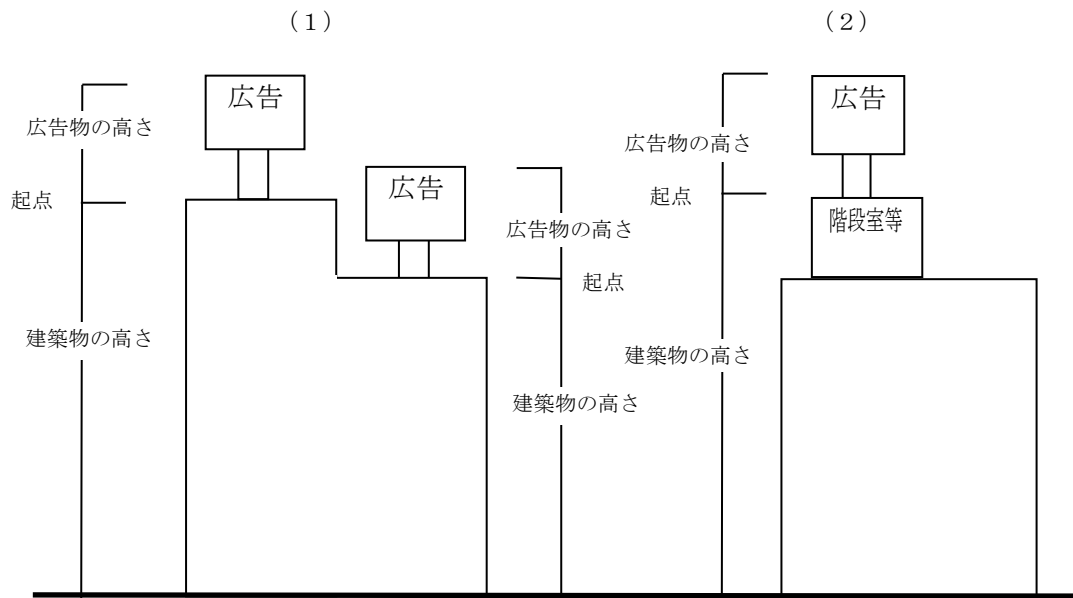
【事例 23】 屋上広告物の高さの算定について

次の事例の屋上広告物の場合、「建築物の高さの 3 分の 1」とはどのように算定するのか。

- (1) 広告物を設置する建築物の屋上部が 2 段あり、高さが異なるとき
- (2) 広告物を建築物である屋上構造物の上に設置するとき

(H12. 12 改訂)

(参考図面等)



【回答】

屋外広告物の高さの算定の起点については、神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 49 ページに、屋上に突出する階段室等に設置する場合で、その階段室等の面積が一定割合以上の場合の取扱いが示されているが、その他の場合も含めて、屋上構造物である階段室等の面積にかかわらず同様の取扱いとするものとする。

ついで、広告物の高さの算定の起点（建築物の上端）は、「当該広告物と建築物との接地面」とするものとする。

また、広告物の高さの算定にあたっての建築物の高さは、「地上から当該広告物と建築物との接地面までの高さ」とするものとする。

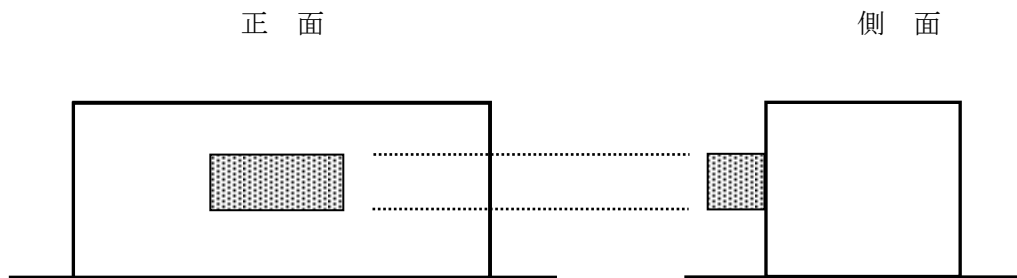
県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	—————

【事例 24】 壁面利用広告物と壁面突出広告物の区分について

次の事例のような壁面に表示する広告物であって奥行きがあるものは、壁面広告物か。

- (1) 表示面は正面の 1 面のみであるとき（側面に表示しないとき）
- (2) 表示面は正面及び側面の 2 面以上あるとき

（参考図面等）



【回答】

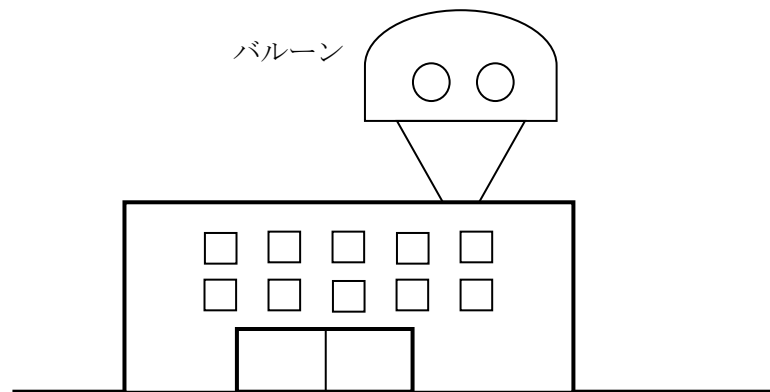
- (1) の場合、壁面利用広告物に該当すると考える。
- (2) の場合、壁面突出広告物に該当すると考える。

県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	———

【事例 25】 屋上広告物とアドバルーンの取り扱いについて

屋上にあるバルーンは、アドバルーンかそれとも屋上広告物か。

(参考図面等)



【回答】

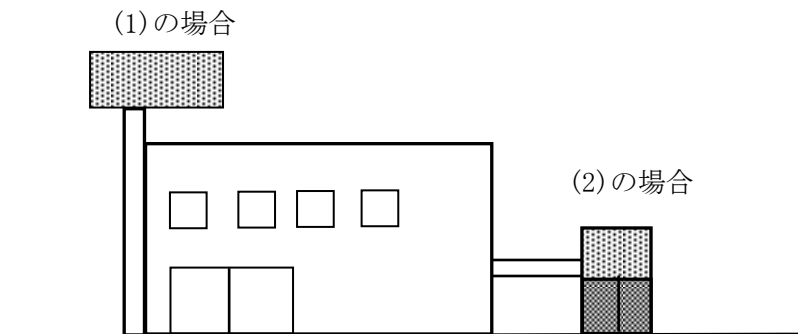
バルーンは、浮遊して掲揚されていれば、アドバルーンとし、袋状の部分が屋上部に固定され浮遊しない場合は、屋上広告物に該当すると考える。

県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2・別表第 3
参考図書の該当頁	————

【事例 26】 屋上広告物か否かの判断について

(1) 及び (2) のような建築物の一部に接している広告板は、屋上広告物か。

(参考図面等)



【回答】

建造物を利用する広告物かの判断は、広告物の自重が建造物の構造（柱、天井、壁）にかかるかどうかによると考える。

事例(1)では、広告物のポールは、建築物の構造の一部ではなく、建築物の一部に接しているだけとみられるから、独立広告板に該当すると考える。

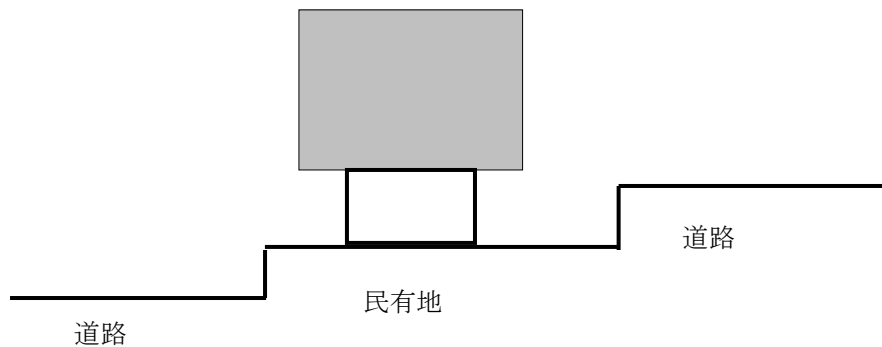
事例(2)でも、広告物のポールは、建築物の構造の一部ではなく、建築物の一部に接しているだけとみられるから、独立広告板に該当すると考える。

県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	—————

【事例 27】 高低差がある屋外広告物の高さの測定について

屋外広告物の高さは、地上から（屋外広告物の上端まで）とされているが、広告板の設置場所が道路の路面より高低差がある場合、どのように高さを算定するのか。

（参考図面等）



【回答】

屋外広告物の高さは、当該屋外広告物の設置場所の地表面から測定するものとする。

県条例等該当条項	県条例第 7 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	———

【事例 28】 斜面上に設置されている屋外広告物の高さについて

図 1 及び図 2 のような、斜面上に設置されている屋外広告物の高さは、①②③のどこで捉えるべきか。

(R6.9 改訂)

(参考図面等)

図 1
独立広告板

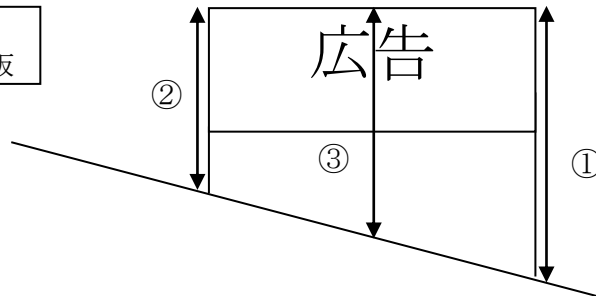
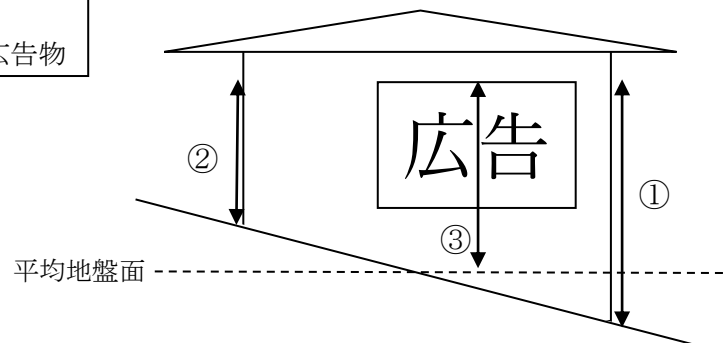


図 2
壁面利用広告物



【回答】

・図 1（独立広告板）

建築基準法第 88 条及び同法施行令第 138 条では、「高さが 4 メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの」を建築基準法の対象になるとしており、同法における「高さ」とは一番低い地盤から計測するものとされているため、①で高さを算定する。

・図 2（壁面利用広告物）

広告物の上辺の中心から建築基準法施行令第 2 条第 2 項に示す地盤面への垂直距離とするため、③で高さを算定する。

なお、斜面上にない平地に設置された壁面利用広告物の場合は、広告物の上辺の中心から地盤面への垂直距離となる。

参考：建築基準法施行令第 2 条第 2 項（抜粋）

「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

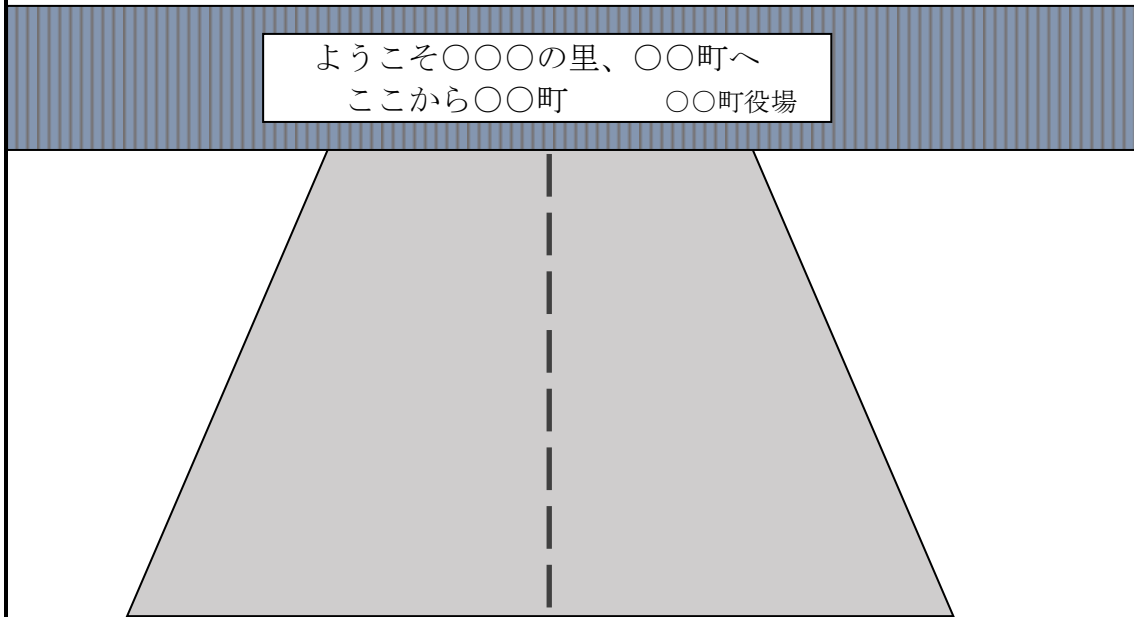
県条例等該当条項	_____
参考図書の該当頁	_____

【事例 29】 高速道路上を横断する陸橋に町役場が掲出する横断幕について

屋外広告物条例で禁止地域とされている高速道路上を横断する陸橋に、図のような横断幕を町役場が広報資料として掲出することはできるか。

また、その場合に横断幕掲出の経費負担を条件として、スポンサー企業名を掲載することは可能か。

(参考図面等)



【回答】

国及び地方公共団体が「案内図その他公衆の利便に供するもの」として国及び地方公共団体の「公報資料及び広報資料」として掲出する場合は、禁止地域及び禁止物件を定める条例第3条の適用除外となるため、掲出可能となる。

但し、スポンサー企業名の表示は、条例施行規則第4条の規定により適用除外の扱いは適用できず、掲出不可となる。

県条例等該当条項

県条例第6条、県規則第2条、県規則第4条

参考図書の該当頁

—————

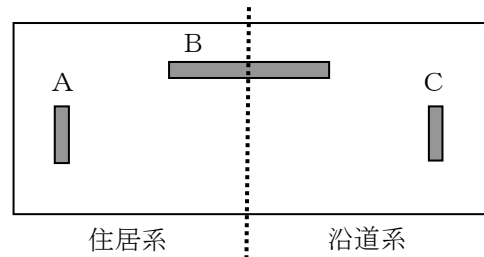
【事例 30】 設置場所が複数の許可地域にまたがる広告物の取り扱いについて

- (1) 設置場所が複数の許可地域や県条例適用外の地域にまたがる広告物の許可基準はどのように適用するのか。
- (2) 一壁面が複数の許可地域にまたがる広告物の許可基準はどのように適用するのか。

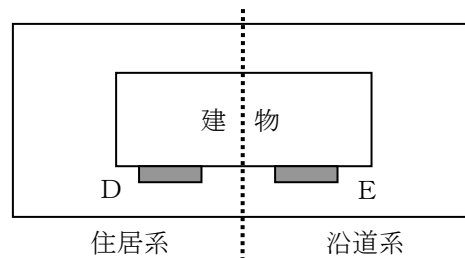
(R5.9 改訂)

(参考図面等)

- (1) 複数の許可地域や県条例適用外の地域にまたがる場合



- (2) 一壁面が複数の許可地域にまたがる場合



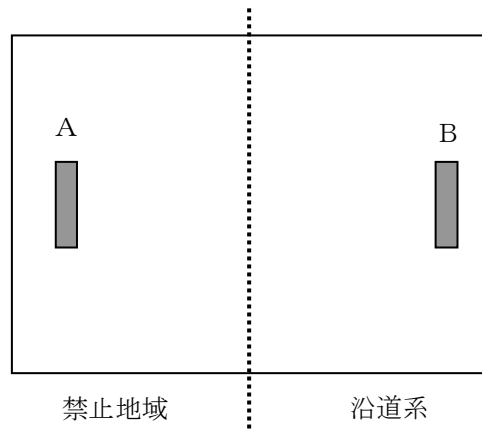
【回答】

- (1) 複数の許可地域や県条例適用外の地域にまたがる場合
 - ・それぞれの広告物の設置場所の許可地域に応じた基準を適用する。
(A：住居系、C：沿道系)
 - ・一の広告物が複数の許可地域にまたがる場合は、厳しい方の地域の許可基準を適用する。(B：住居系)
 - ・総量規制がある許可地域に広告物を掲出する場合、その地域側に掲出された広告物の表示面積を合計する。 $(A + B \leq 47 \text{ m}^2)$
 - ・県条例適用外の地域にまたがる場合で、許可基準が県条例とその地域で異なる場合は、両方で協議を行う必要がある。
- (2) 一壁面が複数の許可地域にまたがる場合
 - ・Dは住居系、Eは沿道系の一壁面の基準面積までそれぞれ掲出可能。
 - ・ただし、D + E の合計は沿道系の一壁面の基準面積を上限とする。

県条例等該当条項	県条例第7条、県規則第5条・別表第1
参考図書の該当頁	—————

【事例 31】 一敷地が禁止地域と許可地域にまたがる広告物の取り扱いについて
 一敷地が禁止地域と沿道系許可地域にまたがる場合の広告物の許可基準はどのように適用するのか。

(参考図面等)



【回答】

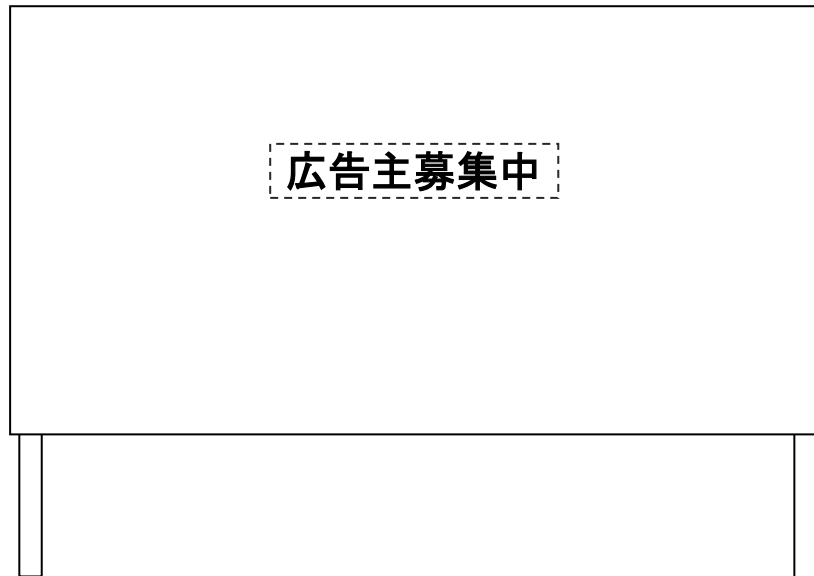
- ・禁止地域には、適用除外の広告物を除いて広告物の掲出はできない。
- ・禁止地域に 5 m^2 以下の自家用広告物を掲出した場合、沿道系には 10 m^2 から禁止地域の広告物の面積を除いた面積までしか掲出できない。
 (例： $A = 5 \text{ m}^2$ の場合、 $B \leq (10 - 5) \text{ m}^2$)
- ・禁止地域に広告物を掲出しない場合は、許可申請を行えば沿道系には 10 m^2 を超えて広告物を掲出できる。

県条例等該当条項	県条例第 3 ・ 6 条、県規則第 2 条 ・ 別表第 1
参考図書の該当頁	—————

【事例 32】 余白が大きい広告板の手数料の算定方法について

図のように既存の広告板を白く塗装した上で、一部分のみに文字等を表示する場合、許可申請手数料の算定方法については点線部分の面積として計算してよい。

(参考図面等)



【回答】

許可申請手数料の算定は、点線部分のみの面積として差し支えない。

但し、広告板の大きさとしては、白く塗装した部分も含めるため、板全体の大きさがそれぞれの許可地域の許可基準を超過することのないよう注意すること。

(許可基準を超過している違反広告物の一部を白く塗装し文字等の部分を少なくすることで基準に適合したとみなすことはできない。)

県条例等該当条項

———

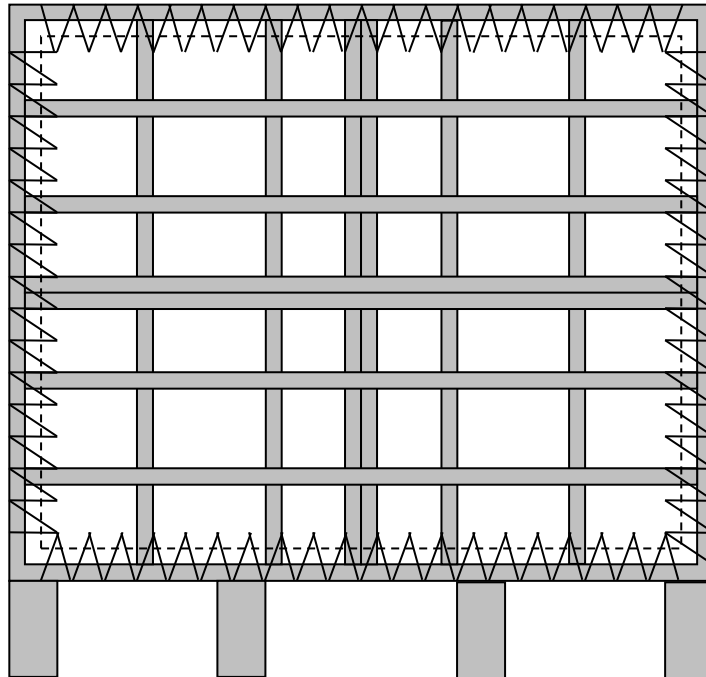
参考図書の該当頁

———

【事例 33】 フレームに表示された広告幕の許可申請手数料の取り扱いについて

盤面のない独立広告板のフレームに広告幕をひもで縛って固定して表示する場合、許可基準において該当する広告物の種類は「広告塔、広告板」になると考えられますが、許可申請手数料の算定における種類は「広告幕」と「広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板」のどちらに該当すると解すべきか。

(参考図面等)



【回答】

県規則別表第2によると「広告塔、広告板」に素材の規定はないが、同別表にいう「広告塔、広告板」とは、「広告塔、広告板」自体のみならず、「広告塔、広告板を利用して表示等されるもの」を含むと考える。

そのため、屋外広告物の素材が布製だったとしても、「広告板を利用して表示等されるもの」に該当すると解されるため、当該屋外広告物は同別表にいう「広告板」に該当すると考える。

したがって、許可申請手数料は「広告板」で徴収するものとする。

※平成29年10月1日より「広告幕（固定されている）」という区分ができた（今までの運用と同様の手数料）。

県条例等該当条項	県条例第46条、県規則第5条・別表第2
参考図書の該当頁	————

【事例 34】 屋上広告物の許可申請手数料の取り扱いについて

屋上広告物の許可基準については「表示面積は、最大断面積」とあるが、許可申請手数料においても断面積で算定するのか。それとも 4 面それぞれの総表示面積になるのか。

(参考図面等)

なし

【回答】

県条例第 46 条別表において、広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板の手数料金額中には「(広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,500 円を加算した額)」と記載されている。

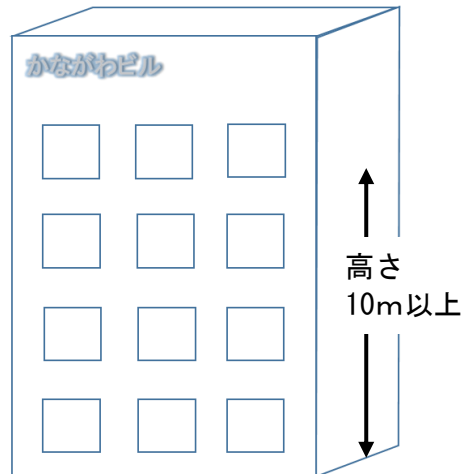
そのため、手数料の算定となる基準は、断面積ではなく、広告物が表示される面の総面積と考える。

県条例等該当条項	県条例第 46 条、県規則第 5 条・別表第 2
参考図書の該当頁	神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 111 頁

【事例 35】 箱文字・切文字の掲出数の上限について

工業系許可地域において、10mを超える高さのビルの上部に箱文字や切文字を使ってビル名称を掲出する場合、一建物につき1つしか掲出できないのか。

(参考図面等)



【回答】

箱文字・切文字等の立体的に加工した文字を壁面に掲出する場合、1面につき施設名・会社名及びシンボルマークはそれぞれ1つ以内、一の建築物で4面まで高さの規制なく掲出できる。

なお、高さの規制は受けないが、表示面積には算入することとなる。

県条例等該当条項

県規則別表第2

参考図書の該当頁

———

【事例 36】 工事現場の仮囲いに掲出する広告物について 工事現場の仮囲いに掲出する広告物は、壁面利用広告物と独立広告板のどちらに該当するのか。	
(参考図面等) なし	
【回答】 「建築物の壁面を利用するもの」(壁面利用広告物)に該当するものとする。	
県条例等該当条項	_____
参考図書の該当頁	_____

神奈川県屋外広告物条例事例集 令和8年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課
〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区日本大通 1
電話 045-210-6201